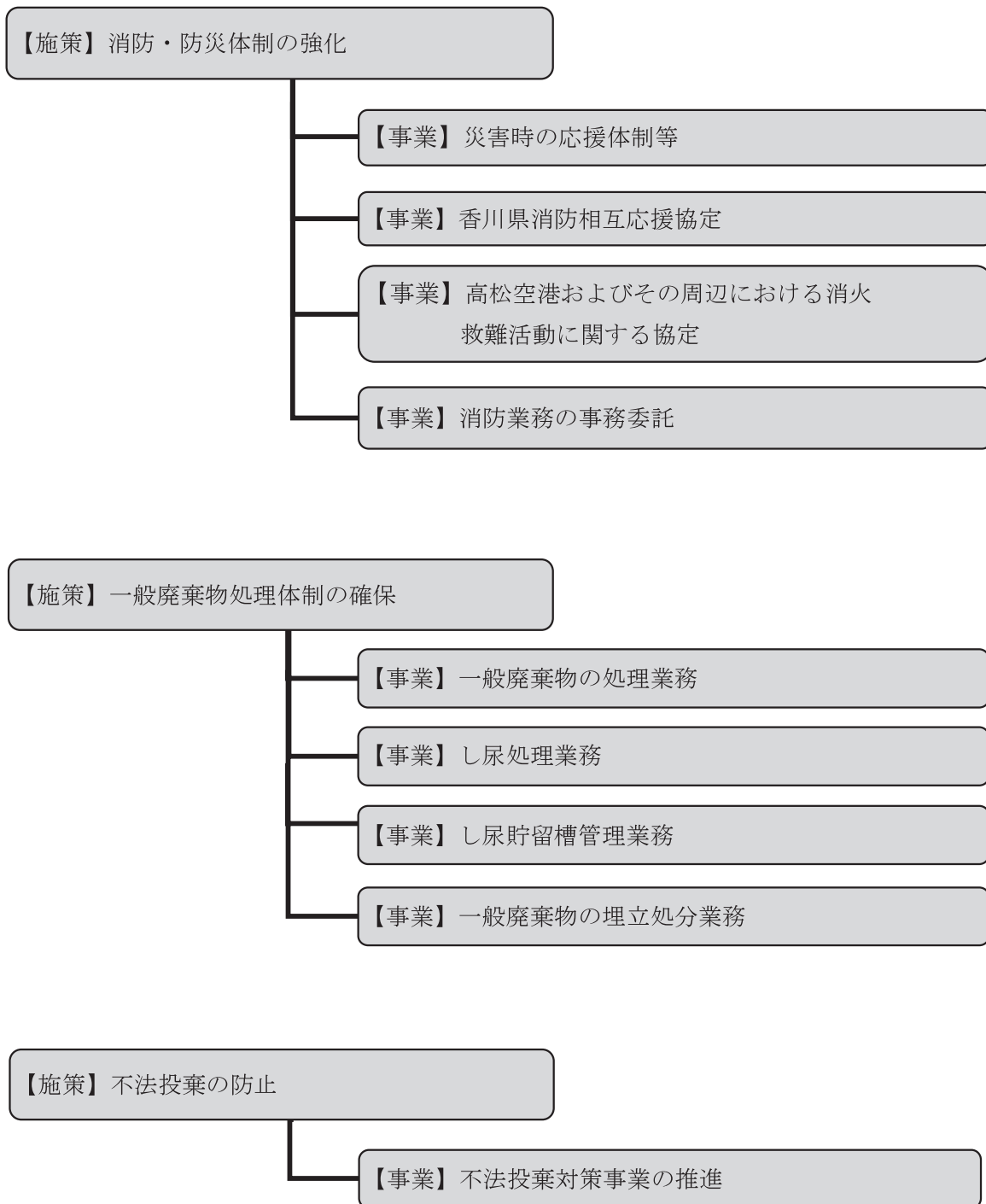


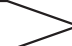
4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（その他）

【政策分野】 その他



4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	災害時の応援体制等					
連携する市町	さぬき市，東かがわ市，土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時相互応援協定を締結し，大規模災害時に，次のような物資・労力等の相互応援を行います。 ・ 食糧，飲料水および生活必需物資の供給やその供給に必要な資機材の提供 ・ 被災者の救出，医療，防疫，施設の応急復旧等に必要な資機材や物資の提供 ・ 救援活動に必要な車両や舟艇等の提供 ・ 被災者を一時収容するための施設の提供 ・ 被災児童，生徒等の一時受入 ・ 救援および応急復旧等に必要な職員の派遣 ・ その他特に要請があった事項 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震等による大規模災害時における応急体制を中心とした防災体制を一層，充実・強化します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺市町と災害時相互応援協定を締結し，相互応援を行います。 <p><周辺市町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高松市と災害時相互応援協定を締結し，相互応援を行います。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。					
	継続実施 					

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	香川県消防相互応援協定					
連携する市町	さぬき市，東かがわ市，土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により締結されている香川県消防相互応援協定に基づいて大規模災害等発生時に相互に応援を行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域における消防活動体制を補完します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺市町と締結している香川県消防相互応援協定に基づいて相互応援を行います。 <p><周辺市町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と締結している香川県消防相互応援協定に基づいて相互応援を行います。 						
年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 （千円）	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。					
	継続実施					

事業（取組）	高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定					
連携する市町	三木町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松空港や圏域における航空機災害発生に際し，各市町の消防機関が空港事務所と協力して消火救難活動を行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機災害発生時における消防活動体制を補完します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺町と締結している高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定に基づいて相互応援を行います。 <p><周辺市町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と締結している高松空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定に基づいて相互応援を行います。 						
年 度	22	23	24	25	26	27
事業費等 （千円）	事業費：現時点で見込まれないため，記載していません。					
	継続実施					

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	消防業務の事務委託					
連携する市町	三木町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 消防組織法および消防法に定める周辺町の消防事務（消防団に関する事務，水利施設の設置，維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を高松市が受託し，処理します（委託者は，委託事務に要する人件費および物件費を負担します）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域における消防・防災体制を強化します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 消防組織法および消防法に定める周辺町の消防事務（消防団に関する事務，水利施設の設置，維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を受託し，処理します。 <p><周辺市町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 消防組織法および消防法に定める消防事務（消防団に関する事務，水利施設の設置，維持および管理に関する事務ならびに水防に関する事務を除く。）を高松市に委託します。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	1,043,226	1,027,569	957,104	957,104	957,104	957,104
	継続実施					

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。



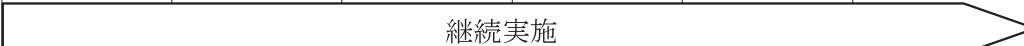
三木消防署



西消防署 綾川分署

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（その他）

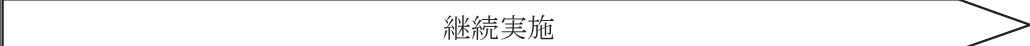
事業（取組）	一般廃棄物の処理業務					
連携する市町	綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺町の一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）処理業務を高松市が受託し，処理します（委託者は，処理量等に応じて費用を負担します）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域における一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）処理体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西部クリーンセンターの設置者として，周辺町からの委託を受け，同センターにおいて，周辺町の区域から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集，運搬および最終処分の業務を除く。）を行います。 <p><周辺市町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）の処理業務（収集，運搬および最終処分の業務を除く。）を高松市に委託します。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	681,930	718,833	811,962	811,962	811,962	811,962
						

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

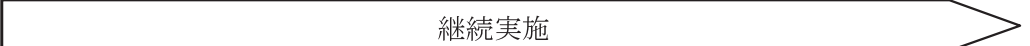


西部クリーンセンター

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	し尿処理業務					
連携する市町	三木町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺町のし尿および浄化槽汚泥の処理業務を高松市が受託し、処理します（委託者は、処理量に応じて費用を負担します。）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域におけるし尿および浄化槽汚泥の処理体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺町からの委託を受け、周辺町の区域から生じるし尿および浄化槽汚泥の処理業務を行います。 <p><周辺市町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内から生じるし尿および浄化槽汚泥の処理業務を高松市に委託します。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	725,681	621,474	559,471	559,471	559,471	559,471
						


注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

事業（取組）	し尿貯留槽管理業務					
連携する市町	綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国分寺し尿貯留槽の管理を綾川町が受託し、処理します（委託者は、量、人口等に応じて費用を負担します。）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域におけるし尿処理体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国分寺し尿貯留槽の管理を綾川町に委託します。 <p><周辺市町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高松市からの委託を受け、国分寺し尿貯留槽の管理を行います。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 （千円）	11,917	15,768	11,390	11,390	11,390	11,390
						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

(1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	一般廃棄物の埋立処分業務					
連携する市町	綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市国分寺地区から排出される一般廃棄物を中間処理した後に生じる残さの埋立処分業務について、綾川町に委託し、処理します（委託者は、処理量等に応じて費用を負担します。）。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> 圏域における一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）処理体制を確保します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 国分寺地区から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）を中間処理した後に生じる残さの埋立処分について、綾川町に委託します。 <p><周辺市町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市からの委託を受け、国分寺地区から生じる一般廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）を中間処理した後に生じる残さの埋立処分を行います。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	44,330	53,034	40,548	40,548	40,548	40,548
継続実施 						

注) 事業費については、毎年度の予算により定めます。

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（その他）

事業（取組）	不法投棄対策事業の推進					
連携する市町	さぬき市，東かがわ市，土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町					
協定の規定	瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定 第3条 （1）生活機能の強化					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相互に連携して不法投棄対策事業を推進します。 ・ 三木町，綾川町と高松市が共同で，各自治体の境界線付近で不法投棄が多く見られる場所において，不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施します。 ・ 土庄町，小豆島町，直島町と高松市が同一趣旨で，同時期開催による海岸線の不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施します。 ・ さぬき市，東かがわ市と高松市が，不法投棄対策事業の実施方法などの意見交換や，事業実施の相互周知を行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄を防止し，圏域の生活環境や自然環境の保全に寄与します。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町との取組において，国，県，関係団体と連携し，地域住民と協働して，不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦などの圏域内における不法投棄対策事業を推進します。 ・ さぬき市，東かがわ市と，不法投棄対策事業の実施方法などの意見交換や，事業実施の相互周知を行います。 <p><周辺市町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土庄町，小豆島町，三木町，直島町，綾川町は，地域住民と協働し，高松市と連携して，不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦などの不法投棄対策事業を推進します。 ・ さぬき市，東かがわ市は，高松市と連携して，不法投棄対策事業の実施方法などの意見交換や，事業実施の相互周知を行います。 						
年 度	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
事業費等 (千円)	379	199	186	186	186	186
継続実施						

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。



ふれあいクリーン作戦